

入札公告

令和8年8月4日

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

次のとおり一般競争入札（総合評価落札方式）に付します。

1. 調達内容

(1) 件名

令和8年度弁護士会と連携したウェブ広告の掲出等業務

(2) 業務概要

住宅品確法及び住宅瑕疵担保履行法に基づく指定住宅紛争処理機関（弁護士会）と住宅紛争処理支援センター（当財団）による紛争処理体制について、その認知向上と利用促進を図ることを目的として、弁護士会（対象となる弁護士会は仕様書のとおり。）の所在地を中心とした地域の居住者に対して、紛争処理・専門家相談体制などを分かり易く告知し、利用を促進する内容のウェブ広告の掲出等をするものである。

(3) 仕様及び数量

入札説明書及び仕様書による。

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 履行期間

契約の翌日から令和9年3月31日（水）まで。

(6) 入札方法

本件は、入札に併せて企画等の提案書を受け付け、価格と企画等提案の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の実施方法

入札の実施は、「公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター入札心得」（以下「入札心得」という。）に定めるところにより実施する。ただし、この入札公告及び入札説明書により入札心得と異なる取扱いを定めている場合は、この入札公告及び入札説明書の定めるところによる。

2. 参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる資格要件を全て満たすものとする。

(1) 次の各号のいずれにも該当しない者。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（特別の理由がある者を除く）。

イ 当財団、国又は地方公共団体から取引停止の通知を受け、当該取引停止期間の終期が到来していない者。

ウ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

(2) 契約書案により財団と契約を締結することが可能であること。

(3) 「令和 07・08・09 年度全省庁統一資格」のうち「役務の提供等」の等級「A」を有する者。

(4) 東京都内またはその近郊に事務所を有すること。

3. 手続き等について

(1) 入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）の交付時期、方法
交 付 期 間：令和 8 年 8 月 4 日（火）～令和 8 年 8 月 2 8 日（金）12 時

交 付 方 法：財団のホームページの「調達情報」からダウンロード

(2) 入札公告及び入札説明書等についての問合せ

問合せ内容：問合せ内容は、入札公告及び入札説明書等の記載事項に限るものとする。

問合せ期間：令和 8 年 8 月 4 日（火）～令和 8 年 8 月 2 1 日（金）12 時

問合せ方法：問合せ窓口までメールにて行うこと。メールの件名は「令和 8 年度弁護士会と連携したウェブ広告の掲出等業務」とし、問合せ内容をメール本文に簡潔にまとめること。電話での問合せは受け付けない。

問合せ窓口：公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

企画部広報課 新野、関根

メールアドレス：koho@chord.or.jp

回 答 期 限：令和 8 年 8 月 2 6 日（水）17 時

回 答 方 法：個別に回答する。回答した内容のうち、周知すべきと当財団が判断した事項については、上記回答期限までに財団のホームページの「調達情報」にて公表する。

(3) 入札書として提出するもの

入札説明書による。

(4) 入札書の提出期限、提出方法及び提出先

提 出 期 限：令和 8 年 8 月 3 1 日（月） 12 時必着

提 出 方 法：入札心得第 5 条第 1 項の方法によること。入札書の持参による提出は認めない。

提 出 場 所：〒102-0073

東京都千代田区九段北 4-1-7 九段センタービル 3 階

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター 総務部契約担当

(5) 開札の日時

令和 8 年 9 月 2 日（水） 13 時（非公開）

4. 求める企画等提案

入札説明書による。

5. 入札価格と提案の得点配分、入札価格と提案の得点化の方法並びに評価の観点

入札説明書による。

6. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 低入札価格調査の実施

予定価格の範囲内で入札価格と提案の得点の合計点（総合点）が最も高い者の入札価格が予定価格の6割未満である場合には、落札決定を保留し、当該入札者に対し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないか調査を行うものとする。

調査の結果、当該入札価格では契約の内容に適合しない履行がなされないおそれがあると認められるときは落札者とならない。

なお、低入札価格調査に応じない場合にはその者の入札は無効とするものとする。

(3) 入札書の無効及び入札の無効

入札心得の第7条及び第8条による。

(4) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の範囲内であり、かつ、入札説明書で定める方法により得点化した入札価格の得点と提案の得点の合計点（総合点）が最も高い者を落札者とする。

ただし、入札説明書で指定する提案の評価項目のうち必須とされた事項（評価の観点）が最低限の水準（基礎点）に達しない場合には、失格とする。

また、(2)の調査の結果、その入札価格では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合点が最も高い者を落札者とする。

(5) 結果の通知

入札の結果は、開札日以降にすべての応札者に対し、当該落札者に係る結果のみをメールまたは電話で通知する（2～3週間の期間を要する場合がある）。また、「契約金額」については、後日、財団ホームページの「調達情報」で公表する。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要（別添契約書（案）による。）

(8) その他詳細は、入札説明書による。

(9) 本公告及び入札説明書に定めがない場合は、調達情報で公開している「入札心得」の定めによる。

以上